

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 3 日

みやぎ文化芸術応援事業 応募者 各位

公益財団法人宮城県文化振興財団 事業課長

みやぎ文化芸術応援事業（「トモシビ・プロジェクト」）に係る動画
作品の提出と出演料相当の交付について（通知）

記

1 動画作品の提出

- （1） 決定通知の交付があった日から 1か月以内にファイル転送サービス（「ギガファイル便」）を利用してご送付いただくか、USB メモリを持参願います（郵送可）。
提出先のアドレス bunkasien@miyagi-hall.jp
- （2） その他提出する電子データについては、別添 3 及び 4 を参照願います。

2 出演料相当交付金請求書

動画作品の提出後、別途事務局に書面で提出してください（郵送又は持参）。
（請求書の様式は財団 HP からダウンロードしてご使用いただけます。）

<http://miyagi-hall.jp/foundation/>

- （1） 請求書の日付は未記入でお願いします。
- （2） 記入箇所は、住所・団体名・代表者名・電話番号・振込先を記載し、捺印の上、郵送願います。
※ また、振込口座の確認資料として、預金通帳の写し（支店名・口座番号・名義の記載されたページ）を添付してください。

- （3） 出演料相当交付金は、源泉所得税を控除して振り込みます。

3 動画配信及び出演料相当の支払い

- （1） 事務局において動画内容を確認し、Web サイトにおいて配信します。
- （2） 配信に併せて、御請求書の口座に出演料相当をお支払いします。

4 本事業の変更（中止）

動画作品の制作が変更又は中止になった場合、変更（中止）承認申請が必要ですので担当まで御連絡ください。ただし、出演料相当が増額となる変更（報酬を希望する出演者数の増加）はできません。